

及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
美大 並和線			郡上市八幡町有坂字田ノ洞七八九番一地从先から 同 市 同 町 同 字 シヤモ六 四六番一地从先まで	九・九	令和 元・二・五	平成 六・三・二

岐阜県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
高岩 井山線			高山市滝町三三六二番一地从先から 同 市 同 町 三三五五番一地从先まで	三三・二	令和 元・二・五	平成 三〇・一・二六

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間
令和元年十月二十八日から
令和二年一月三十一日まで
- 四 作業地域
高山市

令和元年十一月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社